

		御意見の概要	御意見に対する考え方
1	最終処分場関係	放射性物質により汚染された廃棄物は、廃棄物最終処分場で埋め立てるべきでない。	○8,000ベクレル/kg以下の廃棄物は、廃棄物処理法に基づく通常の処理方法で適切な管理をすることにより、安全に埋立処分することが可能であることを確認しています。
2		最終処分場に埋め立てる廃棄物に含まれる放射性物質の総量を制限すべきである。	○8,000ベクレル/kg以下の廃棄物は、廃棄物処理法に基づく通常の処理方法で適切な管理をすることにより、安全に埋立処分することが可能であることを確認しています。
3		安定型処分場には、以前から安定5品目以外が持ち込まれ汚染を起こす等問題がある。放射性物質により汚染された廃棄物は、安定型処分場ではなく管理型処分場に埋め立てるべき。	○遮水措置のない安定型構造の最終処分場での埋立処分により事故由来放射性物質による地下水汚染等が起きることのないよう、本要件を定めることとしました。
4	埋め立てる廃棄物の定義	要件の対象となる5種類の廃棄物の定義があいまいである。	○公共の水域及び地下水の汚染を生じさせるおそれのない特定廃棄物として、廃棄物処理法における安定型最終処分場相当の最終処分場で埋立処分できる廃棄物は、廃棄物処理法施行令第6条第1項第3号イに定める廃棄物と同様な廃棄物に限定しています。 ○特定産業廃棄物については、廃棄物処理法も併せて適用されるため、安定型最終処分場で埋立処分できる廃棄物は上記政令で定める廃棄物に限定されます。

5		安定型最終処分場に埋め立てることのできる廃棄物に、木くず等木質のものも含めるべきである。	<p>○安定型構造の最終処分場に埋め立てることのできる廃棄物は、廃棄物処理法施行令第6条第1項第3号イに定める廃棄物と同様な廃棄物に限ることとしています。</p> <p>○なお、安定型最終処分場においては、廃棄物に付着・混入した有機物に起因すると考えられる生活環境保全上の支障が現に生じた事例もあることから、埋立処分できる廃棄物を拡張することは適当でないと考えます。</p>
6		放射性物質により汚染された廃棄物を焼却した後の焼却灰の埋立は行うべきでない。	○本要件の対象となる廃棄物に、焼却灰は含まれておりません。
7	測定方法関係	JIS K 0058に定める方法とはどのような方法か。	<p>○事故由来放射性物質の溶出量の試験方法は、「廃棄物関係ガイドライン」第五部第8章の方法によります。 (<a href="http://www.env.go.jp/jishin/rmp/attach/haikibutsu-gl05_ver1.pdf">http://www.env.go.jp/jishin/rmp/attach/haikibutsu-gl05_ver1.pdf</a>)</p> <p>○これはJIS K 0058に準拠した方法です。</p>
8		安定型最終処分場に埋め立てる廃棄物の試験方法として、JIS K 0058は適当でない。	<p>○本要件は、安定型構造の最終処分場に埋め立てられた廃棄物による地下水等の汚染がないよう定めるものです。</p> <p>○JIS K 0058の方法は、スラグを埋設して利用する場合の安全性の確認のために、廃棄物を一定量の水とともに攪拌することにより有害物質の溶出量を確認する方法であり、最終処分場に埋め立てる廃棄物の試験方法として適切なものと考えます。</p>
9		安定型処分場に埋め立てる廃棄物について、放射性物質の溶出量の測定頻度を定めるべき。	○事故由来放射性物質の溶出量は、廃棄物の性状により異なると考えられ、当該性状ごとに測定することとしています。

10		セシウムだけでなく、プルトニウムやストロンチウムといった他の核種についても測定すべきである。	○「文部科学省による、プルトニウム、ストロンチウムの核種分析の結果について」(平成23年9月30日)においては、「セシウム134、137の50年間積算実効線量に比べて、プルトニウムや放射性ストロンチウムの50年間積算実効線量は非常に小さいことから、今後の被ばく線量評価や除染対策においては、セシウム134、137の沈着量に着目していくことが適切であると考え。」とされています。このことを踏まえ、今般の事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の処理については、放射性セシウムを支配的な核種として対応しています。
11	検出下限値	「セシウム134及びセシウム137が検出されないこと」の基準が不明確である。検出下限値、測定時間を明示すべきである。	○事故由来放射性物質の溶出量の試験方法は、「廃棄物関係ガイドライン」第五部第8章の方法としており、検出下限値は10～20ベクレル/Lとしています。 ( <a href="http://www.env.go.jp/jishin/rmp/attach/haikibutsu-gl05_ver1.pdf">http://www.env.go.jp/jishin/rmp/attach/haikibutsu-gl05_ver1.pdf</a> ) ○測定時間は、測定の対象となる廃棄物の量等の測定条件に左右されるため、一律に定めることは困難ですが、上記ガイドライン中に参考となる値を示しています。
12	基準	災害廃棄物を復旧・復興工事に積極的に利用するため、環境省の通知(東日本大震災からの復旧復興のための公共工事における災害廃棄物由来の再生資材の活用について)を踏まえて基準を検討すべきであり、災害廃棄物の利用を妨げるような、厳格過ぎる基準を設けるべきではない。	○災害廃棄物の再生利用は、各工事等の具体的な状況や決められた施工方法に基づき個別に管理されるものである一方、安定型処分場への廃棄物の埋立てについては、廃棄物の埋立量や埋立て方によらず、確実に安全性を確保できる基準を設定することが必要であると考えます。
13	その他	溶出量の測定等の記録の保存を義務づけるべきである。	○本パブリックコメントは、廃棄物の要件を定めるものであるため、御意見については、本パブリックコメントの対象ではありませんが、今後の業務の参考とさせていただきます。
14		パブリックコメントの対象である告示案の概要資料がわかりにくい。	○御指摘については、今後の業務の参考とさせていただき、より分かりやすい資料の作成に努めてまいります。

15		パブリックコメントの期間が短い。	○本パブリックコメントの期間は、他の多くのパブリックコメントと同様に1ヶ月としております。
16		災害廃棄物の広域処理に反対である。放射性物質により汚染された廃棄物を拡散すべきでない。	○御意見については、本パブリックコメントの対象ではありませんが、広域処理については、被災地において膨大な量の災害廃棄物が発生しており、被災地の早期の復旧・復興のためにも、これらの災害廃棄物を迅速に処理していく必要があることから、放射性物質に汚染されていないか、又は、きわめて汚染濃度の低い災害廃棄物について、他の地域における処理をお願いしているものです。
17		放射性物質により汚染された廃棄物の焼却処理、再生利用に反対である。	○御意見については、本パブリックコメントの対象ではありませんが、放射性物質に汚染された廃棄物の処理については、有識者から構成される災害廃棄物安全評価検討会において、安全な処理方法等について技術的な検討が行われており、排ガス処理設備としてバグフィルター等の設置された施設であれば、安全に焼却処理を行うことが可能であるとの結論を得ています。さらに、環境省の調査において、バグフィルター等が設置されている施設では、排ガス中の放射性セシウムが十分に除去され、放射性物質汚染対処特措法施行規則において定められている排ガス中の放射性物質の濃度限度を十分に下回るという結果が得られております。 ○また、再生利用については、平成23年6月3日に原子力安全委員会より示された考え方において、生産された製品は市場に流通する前にクリアランスレベルの設定に用いた基準(10マイクロシーベルト毎年)以下になるように、放射性物質の濃度が適切に管理されていることを確認する必要があるとされております。

18		放射性物質に汚染された廃棄物は東京電力と国が処理すべき。	<p>○放射性物質汚染対処特措法において、8,000ベクレル/kgを超える廃棄物は国の責任で処理をすることとされています。</p> <p>○一方、8,000ベクレル/kg以下の廃棄物は、廃棄物処理法に基づく通常の処理方法で適切な管理をすることにより、安全に処理を行うことが可能であることを確認していることから、従来の廃棄物処理法と同様に市町村又は事業者の責任において処理をすることとしています。</p> <p>○8,000ベクレル/kg以下の廃棄物の処理が適切に進むよう、国においても引き続き必要な助言等を行ってまいります。</p>
19		「安定型相当」に関して、廃棄物には該当しない側溝の堆積物等が搬入される可能性のある残土処分場などについても、放射性物質汚染の観点から搬入管理を行うべきである。	<p>○本パブリックコメントの対象に側溝の堆積物は含まれておりませんが、御意見については今後の業務の参考とさせていただきます。</p>